iFreeETF

投資信託説明書（交付目論見書）

iFreeETF 中国科創板50（STAR50）

追加型投信／海外／株式／ ETF／インデックス型

使用開始日：2024年5月3日

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ
https://www.daiwa-am.co.jp/

コールセンター　受付時間　9:00 ～ 17:00（営業日のみ）
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海　外	株　式	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産(上場投資信託証券(株式))	年１回	アジア	なし	その他(STAR50インデックス(配当込み、円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義について
　くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔http://www.toushin.or.jp/〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	30兆2,110億65百万円

（2024年2月末現在）

●本文書により行なう「iFreeETF 中国科創板50（STAR50）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年5月2日に関東財務局長に提出しており、2024年5月3日にその届出の効力が生じています。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。

●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

◇TKM0351920240503◇

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSTAR50インデックス（配当込み）（以下「対象株価指数」といいます。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1　信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として中国籍の上場投資信託に投資します。

●主として、上海証券取引所上場人民元建て中国籍投資信託であるICBC Credit Suisse CSI Science and Technology Innovation Board 50 ETF（以下「ICBCCS STAR 50 ETF」といいます。）に投資します。

●ICBCCS STAR 50 ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。

●対象株価指数との連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。

STAR50 インデックス（配当込み、円換算ベース）について

STAR 50は、上海証券取引所と深セン証券取引所の合弁会社である中証指数有限公司（China Securities Index Company）が発表している株価指標で、上海証券取引所のイノベーションをリードする企業向けの市場である科創板（Science and Technology Innovation Board）に上場しており、時価総額が大きく流動性の高い50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。2019年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1,000として算出されています。当指数は、技術革新に基づく先進的な企業の株式の総合的なパフォーマンスを反映することを目的としています。

※運用においては、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSTAR50インデックス（配当込み）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算を行ないます。

ファンドの目的・特色

STAR50インデックス（配当込み）（以下、「インデックス」）に関するすべての権利は、上海証券取引所（以下、「SSE」）に帰属します。SSE および中証指数有限公司（China Securities Index Company、以下「CSI」）は、指数に関連するデータの正確性や完全性について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行ないません。SSE および CSI は、指数の誤り（過失によるものか否かを問わず）について、いかなる人に対しても責任を負わず、また、いかなる人に対しても、指数の誤りについて通知する義務を負いません。指数をベースにしたETFについては、SSEまたはCSIが支援、承認、販売、推奨するものではありません。SSEおよびCSIは、当該ETFについて一切の責任を負いません。

ファンドの仕組み

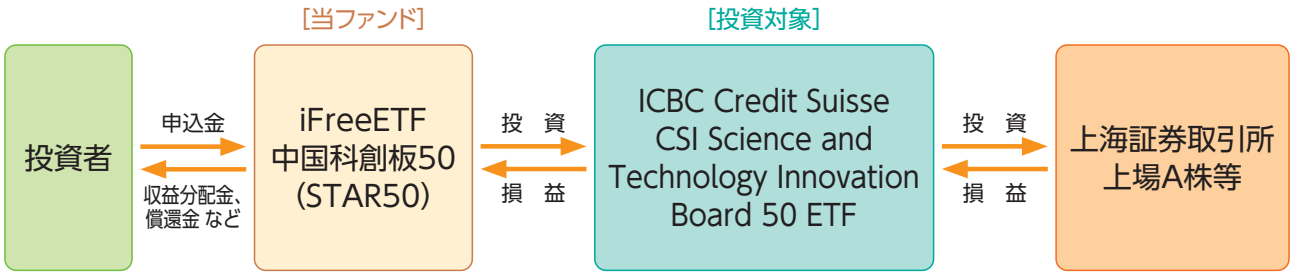

●為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1の運用が行なわれないことがあります。

[投資対象ファンドの概要]

ICBC Credit Suisse CSI Science and Technology Innovation Board 50 ETF

形態／表示通貨	中国籍の上場投資信託／中国人民元
主な投資対象	中国A株
投資目的	STAR50インデックス（配当込み）に追随することをめざした運用を行ないます。
投資方針	(1)パッシブ運用で原則として完全法を採用し、指数の構成銘柄および構成割合と同様にポートフォリオを構築します。 (2)株価指数先物取引等のデリバティブを活用することができます。株価指数先物の利用は、ヘッジ目的に限定します。
管理費用等	年率0.38％程度（運用管理費用、カストディ費用、インデックス使用料の合計。インデックス使用料は残高により変動します。）
運用会社	ICBCクレディ・スイス・アセット・マネジメント

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

●取引所における売買単位は、1口単位です。

●取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

●追加設定は5,000口以上5,000口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

●受益権をもって株式と交換することはできません。

●換金は5,000口以上5,000口単位となります。

5 毎年2月10日に決算を行ないます。

（注）第1計算期間は、2022年2月10日までとします。

●収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。

●収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

基準価額の変動要因

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

●**投資信託は預貯金とは異なります。**

〈主な変動要因〉

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 当ファンドは、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 中国への投資には、政策の変更等により株式市場や為替市場に及ぼす影響が先進国以上に大きいものになることが考えられます。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[中国株投資に関する留意点]（2024年2月末現在）

- QFII制度を通じた中国A株への投資においては、その制度上の規制の制約を受けます。
- 中国政府当局は、その裁量で中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策変更等を行ない、中国国外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置をとることができます。その場合には、信託財産における円と人民元の為替取引が予定通り行なえない可能性があります。
- 中国国内における収益に対し課税されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- 中国の証券関連投資の法令は近年制定・改正されるものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
●当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

●委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
●委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
●取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

(a) 投資対象である上場投資信託証券の株式組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
(b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
(c) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が中国A株を売買するタイミングの不一致
(d) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
(e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

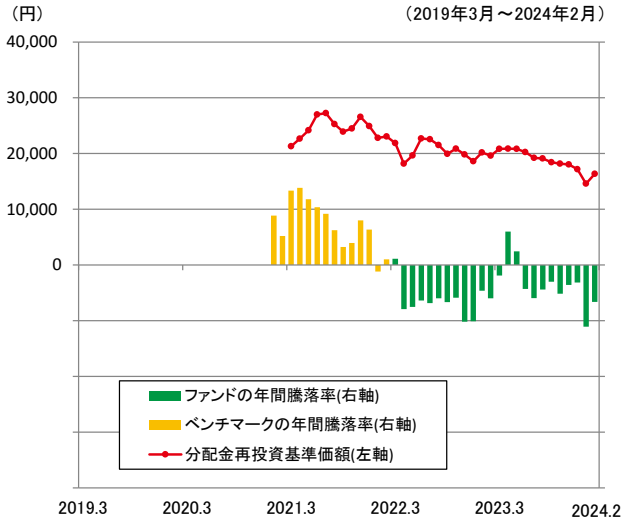

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

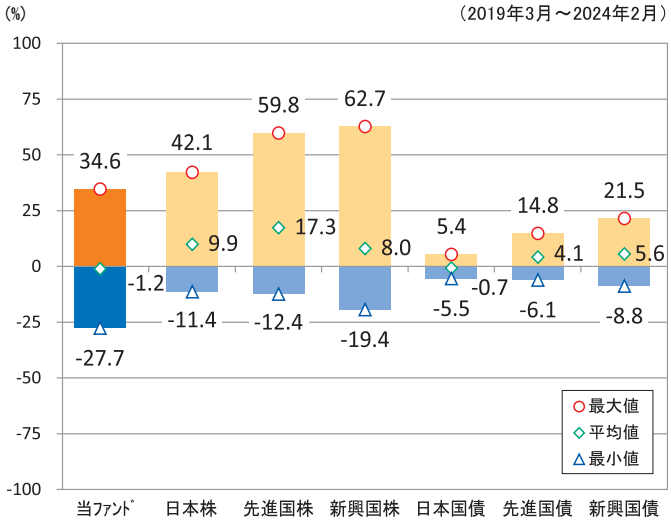

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

●iFreeETF 中国科創板50（STAR50）

2024年2月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	16,365円
純資産総額	4.0億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	12.2%
3カ月間	−9.4%
6カ月間	−14.4%
1年間	−16.6%
3年間	−
5年間	−
設定来	−21.3%

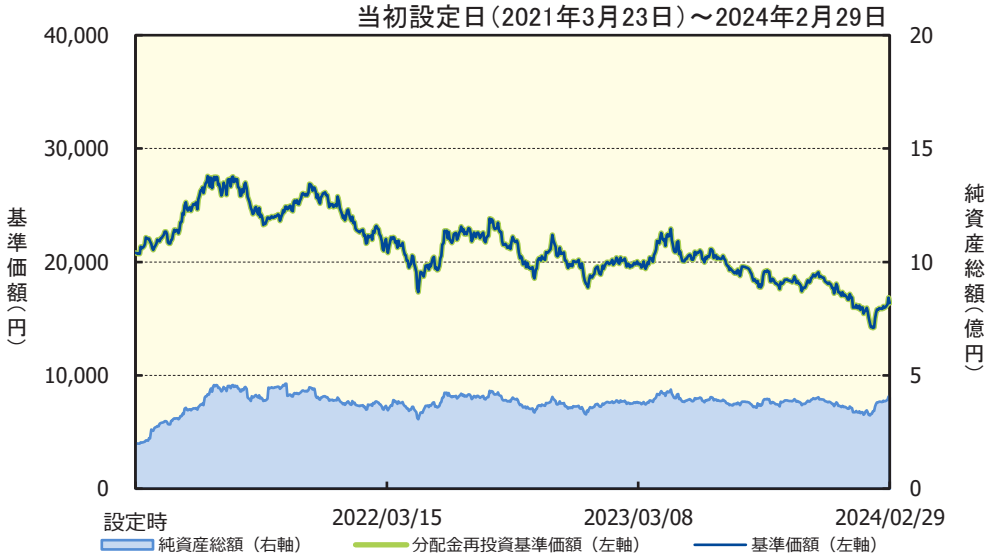

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第 1 期 22年2月	第 2 期 23年2月	第 3 期 24年2月									
分配金	0円	0円	0円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	比率
外国投資信託	1	97.0%	ICBCCS STAR50 ETF	97.0%
コール・ローン、その他		3.0%		
合計	1	100.0%	合計	97.0%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはSTAR50インデックス（税引後配当込み）です。

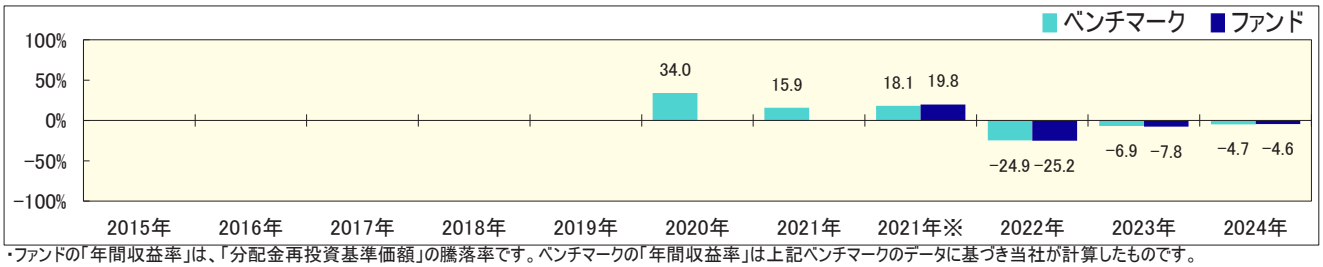

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2021年※は設定日（3月23日）から年末、2024年は2月29日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購入時	購入単位	5,000口以上5,000口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	5,000口以上5,000口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（10口当たりの価額で表示されます。）
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して６営業日目からお支払いします。

申込について	申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
	申込受付中止日	〈購入申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. 購入申込日から起算して、土曜日および日曜日を除く6暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所もしくは中国の銀行の休業日に該当する日、または日本の営業日でない日がある場合 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付けの停止〉 ※次の1. または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. 換金申込日から起算して、土曜日および日曜日を除く6暦日後の日までの期間に上海証券取引所、深セン証券取引所もしくは中国の銀行の休業日に該当する日、または日本の営業日でない日がある場合 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購入の申込期間	2024年5月3日から2024年11月1日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

その他	信託期間	無期限（2021年3月23日当初設定）
	繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象株価指数が廃止された場合、投資対象ETFが上場廃止となる場合、対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 • 受益権の口数が1万口未満となった場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年2月10日 （注）第1計算期間は、2022年2月10日までとします。
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	1,000億円
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔https://www.daiwa-am.co.jp/〕に掲載します。
	運用報告書	－
	課税関係	配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2024年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
		料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）		年率0.363%（税抜0.33%）以内（提出日現在は、年率0.363%（税抜0.33%））	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分（税抜）（注1）	委託会社	年率0.30%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とするETF		年率0.38%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する運用管理費用		年率0.743%（税込）程度	
その他の費用・手数料		（注2）	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0022%（税抜0.002%）の率を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場に係る費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。
（注2）売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 売却時の差益（譲渡益）に対して20.315%
換金時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 換金時の差益（譲渡益）に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税(注) 収益分配金に対して20.315%

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。